

白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者又は特別の理由により精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの (4) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの</u> (5)・(6) 略 2・3 略 4 <u>この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。</u> (対象者) 第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。	(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により<u>当該</u>精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの (4)・(5) 略 2・3 略 (対象者) 第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。

）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 白岡市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ～コ 略 (2)～(13) 略 2 略 （医療費助成金） 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（<u>次の各号に掲げるものを除く。</u>）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）を行うものとする。ただし、医療費助成を受ける者（以下「受給者」という。）の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。 (1) <u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金</u> (2) <u>第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金</u> 2・3 略	）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 白岡市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>（平成17年法律第123号）</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ～コ 略 (2)～(13) 略 2 略 （医療費助成金） 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（<u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。</u>）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）を行うものとする。ただし、医療費助成を受ける者（以下「受給者」という。）の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。 。 2・3 略
--	---